## 奈良県告示第二百九十一号

改正し、令和七年十一月一日から施行する。 昭和五十年十月奈良県告示第三百九十二号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山 下 真

七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで」に改める。 第一の二中「平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで」を「令和